８月定例総会議事録

１．開催日時　令和８年８月１８日（火）午前１０時～１１時２０分

２．開催場所　宇部市福祉ふれあいセンター　３階　第３講座室
（宇部市琴芝町二丁目４番２５号）

３．出席委員　会　長　　原田　秀一
委　員　　内山　信行、江本　政彦、縄田　加奈江、眞鍋　信也、
正司　浩幸、山本　洋一、増田　真由美、河村　守浩、
関谷　利彦、原野　英雄、冨永　茂巳、野村　敏則
壹岐　浩二、伊藤　勇、大草　知子
・・・（１６人）

４．欠席委員　上田　直樹、岡田　保子・・・（２人）

５．議事日程
第１　議事録署名委員の指名
第２　付議事項
議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第５条の規定による転用許可申請について
議案第３号　非農地証明について
議案第４号　農用地利用集積等促進計画（案）の審査について
議案第５号　農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（案）に対する意見について
議案第６号　農地利用最適化推進施策の改善に関する意見について
第３　報告事項
報告第１号　農地法施行規則第２９条に該当する転用届について
報告第２号　農地所有適格法人報告書について

６．事 務 局　久村局長、冨田局長補佐、高瀬係長

議　　長：　定刻となりましたので、８月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事 務 局：　それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は１６人です。
欠席は２名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいています。
本日の議事は、議案第１号から第６号までの付議事項２８件及び報告事項２件となります。
本日の議事日程ですが、議案第５号について宇部市農業振興課から担当者の出席がありますことから、最初に議案第５号から御審議をお願いします。
以上で報告を終わります。

議　　長：　本日の委員１８人中１６人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。
中立委員の大草委員、厚東地区の関谷委員にお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。

ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

（質問、意見なし）

議　　長：　それでは、これより議事に入ります。
ただ今、事務局から報告がありましたとおり、議案第５号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（案）に対する意見について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事 務 局：　議案書は別冊となります。本件について、事前質問はありませんでした。内容については、議案書に記載のとおりです。農業経営基盤強化促進法施行規則第２条において、市町村長が基本構想を定めようとするときは、農業委員会の意見を聴くものとされていることに伴うものです。
具体的な内容の説明は、宇部市農業振興課にお願いしたいと思います。
以上です。

議　　長：　それでは、補足の説明等、発言を許可しますので、農業振興課からお願いします。初めに職名と氏名を述べてから、説明をお願いします。

農業振興課：　皆さんおはようございます。
私は宇部市農業振興課の山根と申します。
本日の議事について、皆様方の意見をお伺いするという事で、この度出席をさせていただいております。よろしくお願いいたします。
同じく農業振興課の竹田と申します。
議案について説明させていただきます。
今回の見直しについては、効率的かつ安定的な経営の指標について、認定農業者が、県がこれまで３５０万円程度、２,０００時間程度だったのが、３８０万円以上、２,０００時間以下。宇部市が３００万円程度、２，０００時間程度を３３０万円以上、２，０００時間以下へ見直しをしております。
なお、お渡しした基本構想（案）では、新規就農者の指標は１９０万円以上になっておりますが、１７５万円の間違いです。申し訳ありません。
農用地の利用の集積に関する目標は、県が概ね７０％から６０％へ、また市が概ね６０％から概ね５０％へ見直しをしております。
今回の見直し内容を各地区協議会で説明を行いましたが、年間農業所得の目標が高すぎることや就労時間が多いことについて意見がありました。
まず、山口県の見直しでは、地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保することが目的で３０万円増額しており、宇部市でも３０万円増額した所得を目標に見直しをしています。
所得目標が高くなることによる認定農業者を目指す人が減るのではないかとの質問がありましたが、あくまで目標であると考えます。

次に、就労時間の年間労働時間２，０００時間は、１日８時間・年間２５０日勤務、または月平均約１６７時間の一般的な水準であり、今回の見直しでは２，０００時間程度から２，０００時間以下としております。

兼業農家の就労時間の指標については、国、県から示されれば検討したいと考えています。

集積面積の向上についての方策についても国、県から示されれば検討したいと考えますが、国では地域計画による話し合いで向上を目指しています。

以上で説明を終わりますが、質問、何かありますか。

若干私の方からもですね、補足説明をさせていただきます。

宇部市の基本構想につきましては、県の基本方針に基づいた形で、変更をかけるということでこの度は県が基本方針を変更したことによって、本市の基本構想も、変更するというような形で対応させていただくものです。

本市の基本構想の中で、認定農業者の所得や労働時間ですが、今,申し上げた通り基本は本市の基本構想は県の基本方針に沿ったものという形になりますので、県の方がどういう形でこの労働時間であったり、農業所得を設定しているのかというところなんですが、県の方はですね農業所得に関しましては、他産業従業者と遜色のない所得水準、という観点から設定をしています。そうなってきますと金額はどういう形で算出しているのかですが、厚生労働省が公表する資金構造基本統計調査などを基に、退職金を含めた生涯資金を試算して、所得目標額としているということで、これは県の見解です。

この金額３８０万円、この度の３０万円の変更の金額というのが、従来と同じ算定方法、根基によって、所得目標額を試算した結果がこの３８０万円になってる旨の県の見解をいただいているところです。

一方、市の方は、何度も申し上げて申し訳ないんですが、県の基本方針の変更に沿った形で、変更ということになりますので、この度は、県が３０万円ほど、増額してるというところで、市の方も、それに準じた形で、３０万円の増額というところで、この度変更をかけていきたいという風に考えているところです。

次に、労働時間に関しましては、この２,０００時間というところですが、これも県の見解を申し上げておきます。

労働基準法及び働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律を踏まえた上で設定をしているという見解をいただいています。

こちらに関しましては、２，０００時間程度というところを２，０００時間以下という形に変更されているんですが、認定農業者の農業経営改善計画を出していただく際の、所得であったり、時間であったりというのは、こちらが目標の数値とかになって参ります。なるべく担当者が、このあたりのですね、程度っていうことになってくると２，０００時間未満でも従前はもう８割程度で申請を受けたりとかという

ことがあったかと思うんですけれども、そういった曖昧さの部分を極力なくしたいということもございまして、表記としましては程度を以下というような形で改めたいと考えているところです。数値目標については今、説明してさせていただいた通りですが、あともう１点ですねちょっとこの度の基本構想なんですが、従前はですね、令和５年９月にこの直近では改正をしています。その後に地域計画の策定ということがございましたので、この従前の基本構想については、地域計画の中で反映してる内容が重複している部分がございます。県の方にも確認をしましたところ、そういった地域計画と重複している部分についてはこの基本構想から省略して差し支えないということでした。従前の基本構想が全体のページ数で言うと、３２ページで構成された内容になっておりますが、地域計画と重複している内容を省略しますと、９ページぐらいは省略できるような形になって参りますので、この度の改定で、本市の基本構想をシンプルなものに改正したいと考えています。この辺りの変更もあわせて、皆様方にはご説明させていただきます。私の方は以上です。

議　　長：　本件について、質問や意見等ございますか。

原野委員：　はい。地区協議会の時には何となく説明を聴いていたんで、今詳しく説明をして頂いて質問ですが、市の認定と山口県の認定がありますが、なぜ所得目標金額が市の認定と県の認定で違うんですか。
ちょっとおかしいような気がしたんですけど何か訳があるのでしょうか。

農業振興課：　基本構想は、随分前から策定されているもので、おっしゃる通りです。基本は、市の基本構想は、県に準じた形で策定するのが、望ましい形だろうとは思います。ただ、問題はですね県内各市町のやはり状況です。そういったものを踏まえて、所得の金額と、時間数について単純に県と全く同じような形で設定すると各地域の状況をちょっと無視したような形で策定するような形になります。ついては、各市の状況も踏まえた上で策定するという事です。本市においては特に所得の金額が、若干下がってる部分になってくるかと思うんですが、本市の状況を踏まえた上で設定したものとご理解いただければと思います。以上です。

原野委員：　理解できない。宇部市が認定する場合と県が認定する場合で、お金が違うっていうのはちょっと、理解できません。また、地域の状況とかで金額は変わっていくというのも理解できないんです。

農業振興課：　その辺りは、こちらの基本構想は、まずそれぞれの各市の状況に応じた形で策定する内容に基本はなるんです。
そういったところで、農業所得も、まず地域の状況を踏まえた上で、策定するという事になっています。おそらくちょっとわからない部分があるんですけれども、これまでも、この基本構想の見直しの度に、検討していたのではないかと思うんです。基本は県の基本方針をもと

にした形で、各市の状況に応じて策定するというところです。以上です。

原野委員：　わかりました。ちょっと長くなるので個人的にあたります。

農業振興課：　はい。

大草委員：　大草です。先ほど委員さんが質問されたことを聞くんですけど、ちょっと理解が悪いのですみません。
例えば、市町が県の基本方針を聞いて、市町に、「あんたら決めなさいよ」というシステムなんですよね。この認定農業者っていうのは、県の認定農業者は、一緒なんですね。ところが市町は、それぞれの、経営状況であったり、収入の違いがあるから、県の方針を基本として、市町が決めるっていうのでよろしいですか。

農業振興課：　そうですね。

大草委員：　その時、例えば、先ほどの説明で、県は認定農業者３５０万円程度。宇部市が３００万円っていうのは、やはりちょっと県全体の、農業者の収入とか、そのデータから、はじき出した３５０万円と理解してよろしいですか。

農業振興課：　そうですね。

大草委員：　となるとですね、今回の値上げが、県が３０万円。つまり、３５０万円の約８．６％上げてきてるわけです。宇部市は３００万円程度の内の１０％の目標３３０万円で上げてるんです。少ないところで高く上げるっていうのはですね、当事者にとっては苦しいんですよ。「１０％目標上げな。」ってなっていますから。なぜ県と同じように、まして、新規の人は、県は上げてるけど市は新しい人頑張って下さいね、ちょっと宇部市は、なかなか辛いんだろうけど目標は、県ほど上げないから頑張りなさいっていう優しさだと思っています。ところが、認定農業者は、宇部市は１０％、県は８．６％だけど、この差はどのように考えたらよろしいでしょうか。

農業振興課：　はい。割合的には言われるようにですね、県の方が計算上、市より低いと思います。で、当初調査を考えたのがですね、県と同じように計算したときに、端数が、出るんですよね。ちょっと今、計算がわかりませんけど、例えば今回は３００万円掛ける８．６％ですね。そこで３３２万円、３２８万円とか、なんかそういう、端数がちょっと出るということがございましてですね。その関係をちょっと切りの良い数字にしたところです。以上です。

大草委員：　四捨五入でなくて切捨て。３２０万円にすると良いと思います。そうすると、認定農業者はいつも私達もですけど目標を言われるとですね、オーバーワークしてしまうんですよね。
今、労働時間を下げられて働け働け部署になりますので、ちょっと緩くね。
「四捨五入」じゃなくて、「切り捨てる」とかね、ちょっと優しさを持った施策にしていただきたいなと思います。

農業振興課：　先ほど認定新規就農者のところの目標のことが、従前通りという形にしてるんですけど、県の考え方なんですけど。まず認定農業者の所得目標があって、認定新規就農者の所得目標というのが、認定農業者の半額というような形で設定をしているものが、本市の方はこの度、３００万円を３３０万円というふうに設定をさせていただこうと思っていますが、その考え方でいくと３３０万円の半額ですから１６５万円。県と同じような考え方でいけば、１６５万円という金額になると思います。今、従前でも１７５万円程度としていますので、一応ちょっとここについては従前通り、というような形にさせていただいているところです。今お話があった認定農業者の関係については今申し上げたとおり、ちょっと端数増が出るので、県との結論として、県が挙げた増額の金額という形で考え、割合のところは、検討したんですけど、ちょっと切りが悪いという事で、そういう形にさせていただいているという事でございます。以上です。

議　　長：　ご不満な点が多々ございましょうけど、まあその辺のところでご了承いただきたいと思います。
私の感覚では、市としては認定農業者を増やしたいという考え方なんです。だから、県よりも目標金額を落として、皆さん認定になって、頑張ってくださいませいや。という考えだろうという風に解釈しております。はっきり言うて、時給が１，５００円を切るようでは、統計ではやっていけません。私が思うには時給が３，０００円ないと、農業経営はちょっと難しいし、雇用もできません。だから行政さんが温かいお志でハードルを下げていただいてもらってる。というふうに解釈して、それでよろしいでしょうかね。

農業振興課：　はい。ありがとうございます。

議　　長：　だから認定農業者を取り易くしているという考え方でご判断いただければなと思っています。
けど、実際にこれで農業経営は時給１，５００円でやれません。時給が３，０００円ぐらいないと。外注やアルバイトを雇っても時給１，５００円ぐらい払わないと来ちゃないから。ちょっときつい。

行政の方の方は優しい広い心で、認定農業者のハードルを下げていただきたいと解釈させていただきたいと思います。

伊藤委員：　すいません素朴な質問です。伊藤です。認定する基準ということなんでしょうけれども、２，０００時間以下という表現ですね。２，０５０時間働いたらダメなのかという話なんですが。
これ働くなって、余計働いちゃいけんよ。って意味なんですか。例えば反対に、２０時間ぐらいでもいいのかとか、２，０００時間ぐらいないといけないのか、とかいう問題も出てくると思うんですよね。
この以下という言葉が十分に理解できないというか、まだ程度の方がいいような気がするんですが。
そういう意味では、例えば１，８２０時間以上とかレベルを下げて、以上という言葉を使うんだったら理解できるんですけど、その辺ちょっと、お願いします。

農業振興課：　はい。
労働時間に関しまして従前程度となってくると、当然ながら、上もあれば下もあるというような形になると思います。で、この２，０００時間という設定についてもですね、基本、農業所得とはどういう考え方で、他産業従事者とのというところがベースとしてあろうかと思います。で、２，０００時間というのもですね、例えば１日当たり８時間勤務として考えた場合はもう２５０日勤務で、月換算という形になってきます。月１６７時間。こちらの方は他産業というところで比較しても一般的な水準と考えられるというようなところでですね。時間的にはもう２，０００時間という形で設定されているものになっております。で、基本は、農業っていうのが、農繁期が当然あったりとか、おそらく現実問題として考えたときには、２，０００時間を超えるのがおそらく現実ではとないかと思うんですけれども、農業の効率化というところも、あくまでも目標というところの数値ではありますので、極力この２，０００時間を超えないような目標設定というところで設定をするということです。
ところで、「程度」の表記については、当然超えるようなものがあれば問題ですが、労働時間２，０００時間っていうのがおそらく現実だろうと思うんですけども、そこを、２，０００時間以下というような表記にする。これは目標というような形でですね。
これを目指していただくというところで、こういう表記になっているという風にご理解いただければと思います。以上です。

大草委員：　理解できない。ちょっと私理解できない。

議　　長：　はいどうぞ。

大草委員：　働き方改革という問題があってですね。
国とか県が、ここ程度じゃなくて以下としたのは、この働き方改革に対するエクスキューズね。その表記なんです。
収入増やして３３０万円を目標にして、それで労働時間を減らせというたらですね。
これ私経営者ですから、「働く時間は減らせ、減らせ。働き方改革だ。でもクリニックの収入は増やせ」と。
そうすると、従業員は「先生、どうすりゃいいのさ。」となります。
どうすりゃいいんですか。そう思われませんか。

議　　長：　それは各自で考えてください。

大草委員：　でもこれが公の方針っていうのは、やっぱり何かおかしいと思いますよ。国、市が、早く言えば、みんなのために市民の為に、県民の為に良い暮らしをしてもらおうっていうお仕事をされてる時に、むしろ働く時間を減らしてにして下さい。働き方改革の為。でも収入を増やして下さいって言ったら、現場の人たちの状況とはちょっと違うような気がする。もう１回県に聞いてください。以上。

議　　長：　はい。
大草さんの言われるのも良くわかります。

大草委員：　うん。

議　　長：　もう、銭は儲け。働くな。どねすりゃええんか。儲かる作物をつくるしかないみたいな。だから米作ったって、まあさほど儲かることはない。だからよう考えて、農作物の農業経営の形態もこれから先良く考えて、この地域の見本となるような形で、認定農業者を選出したいということもあります。だから、確かに今出された数値的には矛盾が結構多いですけども、それはそれとして、はっきり言って行政の方にそれだけ聞いても、分かる訳ないんじゃないんじゃけえ、失礼な言い方ですが。例えば、トウモロコシを植えようとして早出ししようと思って、トンネルをかけて、トウモロコシを植えますよね。大体４月上旬位まではビニールを開けたり閉めたりする。それの時間入れるとたまらん位時間が掛かる。そんなものはね、言っちゃ悪いけど、そういう労働はね、２，０００時間の中に入っておらんのよ。だからまあ、そういうことですね。要は高単価なものを作って、今までの従来の農業形態からちょっと方向転換をある程度考えなさいよ、という意味も含まれてるというふうに考えています。それでないと、認定農業者に

はちょっと難しいね。で実際に言うちゃ悪いけども、集落営農でも皆青色吐息。要は時給１，５００円、１，２００円から１，５００円ぐらいの時給で、みんな政府がはじいているから。なら、含み資産ってのは何もなくなる。経営的には非常に苦しいと思う。だから、大型農業についてはその辺のところが、目に見えないお金が必要だからきついと思う。要は個人経営である程度やっていけるような形で、小回りの利く農業経営を目指さないといけんのじゃないかなあというふうには私は思うている。けど政府が、大型農業にしなさいと言われたら、いや、俺は１人でやるけんと言うのも、ちょっといかがなものかなとは思うているんですよ。しかし、これから何が起きるかわからん状態で、小回りの利く経営方針の方でいかないとちょっとえらいかなと。組織が大きくなればなるほど、小回りがなかなか難しい。で小回りを利かせるようにするには、やっぱり集落営農のトップの考え方。小回り利かせしすぎると組合員から文句を言われる。行政の方も、それを、個人で走るのと、団体で走るのと十把一絡げでまとめてやろうと思えばそらぁいろんな矛盾がある。そこをお含みいただいて。
他に質問はございませんか。
確かに数字的にはおかしいとかでもある。

伊藤委員：　ありません。

議　　長：　今のは私の私的発言。

議　　長：　それでは採決に入ります。議案第５号の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（案）について、意見なしとして承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（多数挙手）

議　　長：　賛成多数でございますので、議案第５号の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想については、当委員会としては意見なしとします。農業振興課の山根係長さん、竹田主任さん、ありがとうございました。以上で議案第５号の審議は終わりますので退室をお願いします。

（農業振興課退出　１０：４５）

議　　長：　次に、議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局：　議案書は１ページ、３ページの東岐波地区の議案、１７番、１８番について説明します。２件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上です。

議　　長：　　東岐波地区の２件について、質問、意見等ありますか。

（質問、意見なし）

議　　長：　　【東岐波地区よろしいですか】

正司委員：　　はい。

採決に入ります。東岐波地区の２件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長：　　全員賛成ですので、１７番、１８番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事 務 局：　議案書は５ページの西岐波地区の議案、１９番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議　　長：　　西岐波地区の１件について、質問、意見等ありますか。

（質問、意見なし）

議　　長：　　【西岐波地区よろしいですか】

山本委員：　　はい。

議　　長：　　採決に入ります。西岐波地区の１件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長：　　全員賛成ですので、１９番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事 務 局：　議案書は７ページの旧市地区の議案、２０番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、本件に関連して報告第１号の５番があわせて提出されていますので、申し添えます。以上です。

議　　長：　　旧市地区の１件について、質問、意見等ありますか。

（質問、意見なし）

議　　長：　　【旧市地区よろしいですか】

内山委員：　　はい。

議　　長：　採決に入ります。旧市地区の１件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長：　全員賛成ですので、２０番は、許可します。
次に、議案第２号、農地法第５条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事 務 局：　議案書は９ページ、１１ページの旧市地区の議案、４４番、４５番について説明します。２件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。４４番について転用目的が蓄電池設備となっています。設備の所要面積に対して転用面積が非常に広くなっていますが、これは、蓄電ユニット等の空調設備から発する音の対策として、周辺の民家等へ影響のない様にするために必要な広さとなっています。また、本市農業委員会では許可要領等は策定していませんが、自治会長及び近隣住民６人には説明し異論はなく了解を得ていることを確認しています。なお、蓄電池設備への転用実績のある、他市町の状況を確認したところ、特別な基準を設けている市町はなく、建蔽率も定めていないとのことでした。以上です。

議　　長：　旧市地区の２件について、質問、意見等ありますか。

関谷委員：　はい。蓄電池について質問してもいいですか。これからやっぱり申請は有りますか。

議　　長：　有りですね。

関谷委員：　ということは、他にもっと申請は出てくるだろうか。

議　　長：　出てくると思う。出ます。山口県でこれからどんどん蓄電設備が出てくると思う。

関谷委員：　これでいいのだろうか。

議　　長：　今後、他の地区でも蓄電設備の申請が出ると思われます。
私の個人的な見解では、メイドインチャイナはあまり信用しない。
騒音が懸念されて４０デシベルから６５デシベルの音が２４時間出ると困りますが、この度は広い面積で施設が中央部に設置されれば、音は減衰するため問題にはならないと思われます。この度の施設が今後の蓄電池の判断基準になると思われます。

関谷委員：　いや、これ見た限り近隣の家は近いですよ。これ近隣の許可を取っているのでしょうか。フェンスだけじゃなく何かこう、今流行りの樹なり。あれを防音壁にしたら良いと思います。

議　　長：　事前に代理人と協議した際に、「自治会長及び近隣の住民に説明をして了解を得てください。」と説明をしました。今回、自治会長と６人の住民に説明をし、了解を得ているという事で評価をしたいと思います。

私どもが審議するのは、周辺農地への影響があるかどうかが基本です。
今回の申請地は周辺に農地はありません。今後、発生する問題に対して、ある程度、国や県に投げかけができる。
しかし、基本となる要領等が私どもによってはありません。
今回の申請人の●●●●さんは●●●●の●●●●さんですね。

内山委員：　はい。そうです。

議　　長：　●●●●の●●●●だった人ですね。真面目な人ですから問題が起きる可能性は非常に低いと思われます。
また、当該地は雨で浸水する可能性は低いと思われます。消防の関係の手続きの際に他に機器設置に関する様々な書類が付くものと思われます。境界位置で４０デシベル以下という会社の方針がありますが、私どもは問題が出る可能性があることぐらいしか言えない。農地としてＯＫかどうかを判断するだけで、近隣住民がＯＫで自治会長もＯＫならそれを考慮して農業委員会がＯＫを出したとしても問題はない。

原野委員：　会長から以前に話を聞いて少し勉強さしてもらいました。
事業を行う会社の役員はそうそうたるメンバー。蓄電池はかなり儲かるという話があって、かなりの件数が中国電力に申請されているようです。これは中国電力の６,６００ボルトの高電圧なんですけど、これをするには中国電力の審査がある。申請にはお金を払って審査を受けないといけないようです。これは実施が困難になったとしてもそのお金は返ってこない。多分、現地など調べるための手続きは大変かなっていうふうに思います。申請がたくさん出ている状況なので、電線に繋げないというケースもあると思います。中国電力側の受電する部分と発電する部分が均等に保たなきゃいけないので、かなり難しいことが多いと思われます。だから、許可を出すのも大変だというようなことも聞いてはおります。今回は８,０００キロワットの出力ですけど、もっと大きい施設は事業費が７億円とか８億円ぐらいはかかるということです。ちょっと普通の人はなかなかそんな金額は出せません。
音はですね、私も蓄電をやっていながらよく分からないのですが、直流では電気が使用できないため、直流から交流に変換しなければならないようです。だから、電流を変換してインバーターを通して蓄電池にためるようです。また蓄電池施設は温度に弱く、高くても低くてもダメなようです。ですから常時エアコンをかけて、中を冷やして温度を一定に保つ必要があります。音については、一般家庭の室外機と変わらないと聞いてますので、そんなに気にすることはないとは思いますが、蓄電池はやはり危険ですので、会長が言われたように消防の規定がかなり厳しいようです。まず中国電力の関門があって、そのあと他の消防とかの関門があるので、なかなかな対応が大変ではないかと思われます。議案書を見たら申請地の手前の農地の方がやりやすいんじゃないかと思います。機材が重く大型車で積んでくるので４メーター道路でないと持っていくのは大変かなと思います。だから広い道路に隣接した所がいいみたいです。

議　　長：　申請地の道路は広いです。地図の手前の農地の方がいいでしょうけどかなり低いので、難しかったのかなと思います。その辺で、皆さんのご判断をいただければ、参考になればと思います。

議　　長：　この設備については約２億円だと。そう。だから２億円のお金を動かせるのは、そう簡単ではない。説明では、中国ファーウェイ製の機材で、ちょうど値段的に安いんです。だから機材代を安くすれば事業ができます。あとは、業者においては耐震の方で検討いただけるでしょう。

他にご意見ありますか。

縄田委員：　はい。確認なんですけども、９ページの概要等のところで、先ほど、近隣住民の承諾を得ていると説明がありましたが、この欄は「該当なし」でよいでしょうか。

議　　長：　蓄電池については、農業委員会では規定がない。県内でも規定はありません。

強制ではありませんが、後から問題が出たら農業委員会に対して「責任問題」って言われた時に困るので、自治会長と地元に説明するようにお願いして了承を得た。

事 務 局：　蓄電池に関しては、農業委員会では規定を作っていません。

ですので、この近隣地権者等への説明状況欄はあえて「該当なし」としています。

なお、会長さんからも言われましたけど、自治会長及び周辺の住民の方６人に、全員説明して承認を得ていることを、今、口頭で説明をすることで、ご理解いただきたいと思います。

議　　長：　宇部市農業委員会では今回が初めての蓄電池ですので、今後検討することは多いと思われます。他にありますか。

縄田委員：　宇部市では今回の申請が初めてですが、うちの地区で出たら困る。でも海抜が低いので大丈夫かなと思います。

議　　長：　他にご意見ございませんでしょうか。

【旧市地区よろしいですか】

内山委員：　はい。４５番はＯＫですけど。

議　　長：　私の個人的な意見ですが、この広さで真ん中に機材を据えればいいのかなと思います。

搬入道路もあり機材も大きくはないと思います。

原野委員：　会社はハザードマップ等を当然確認していますし、海抜については、問題ないのかなと思われます。

議　　長：　それでは採決に入ります。旧市地区の２件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（多数挙手）

議　　長：　賛成多数という事で、４４番、４５番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事 務 局：　議案書は１３ページの厚南地区の議案、４６番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議　　長：　厚南地区の１件について、質問、意見等ありますか。

（質問、意見なし）

議　　長：　【厚南地区よろしいですか】

縄田委員：　はい。

議　　長：　採決に入ります。厚南地区の１件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長：　全員賛成ですので、４６番は、許可します。
次に、議案第３号、非農地証明申請について、一括して上程します。
事務局、説明をお願いします。

事 務 局：　議案書は１５ページから５０ページまでの議案、２８番から４５番までの１８件です。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況について順に説明します。議案書とあわせて、スクリーンに映しています現況写真をご覧ください。
２８番、大字西岐波です。２０年以上前より耕作放棄され、現在に至っています。
２９番、大字上宇部です。約２０年前より耕作放棄され、現在に至っています。
３０番、大字小串です。公衆用道路の法面として造成され、現在に至っています。
３１番、笹山町二丁目です。宅地及び進入路として利用され、現在に至っています。
３２番、恩田町四丁目です。倉庫は取り壊されたものの、コンクリート製の構造物が残された状態で、現在に至っています。

３３番、恩田町四丁目です。隣接地に家屋を建築した際に耕作放棄され、駐車場の状態で、現在に至っています。
３４番、恩田町四丁目です。道路および宅地の一部の状況で、現在に至っています。
３５番、神原町二丁目です。貸家、事務所を建築し、現在に至っています。
３６番、北琴芝二丁目です。借家用地として許可を受け造成したものの、計画が頓挫し駐車場の状況で、現在に至っています。
３７番、西梶返二丁目です。駐車場の状況で、現在に至っています。
３８番、宮地町です。居宅への進入路として、現在に至っています。
３９番、開二丁目です。宅地の状況で、現在に至っています。
４０番、大字妻崎開作です。商業施設の駐車場の一部として利用され、現在に至っています。４１番、４２番も同じです。
４３番、大字沖ノ旦です。申請者の配偶者が相続後、耕作放棄され、現在に至っています。
４４番、大字末信です。こちらも、申請者の配偶者が相続後、耕作放棄され、現在に至っています。
４５番、大字車地です。２０年以上前に耕作放棄され、現在に至っています。
以上です

議　　長：　本件について、質問、意見等ありますか。

（質問、意見なし）

議　　長：　採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長：　全員賛成ですので、本件について承認することとします。
次に、議案第４号、農用地利用集積等促進計画（案）の審査について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事 務 局：　議案書は５１ページから５６ページまでです。本件について、事前質問はありませんでした。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定において，「市町村は，促進計画案作成にあたり，農業委員会の意見を聴くものとする」とされていることに伴うものです。以上です。

議　　長：　本件について、質問、意見等ありますか。

（質問意見なし）

議　　長：　採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
【東岐波】、【厚南】、【二俣瀬】の委員さん、よろしいでしょうか。

（該当地区委員異議なし）

議　　長：　分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長：　全員賛成ですので、議案第４号は原案どおり決定します。
次に、議案第６号、農地利用最適化推進施策の改善に関する意見について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事 務 局：　議案書は５７ページです。７月に委員の皆さんからいただきました意見を、国、県への要望としてまとめたものです。県全体で取りまとめたのち、１０月に県知事等関係機関へ提出される予定です。以上です。

議　　長：　本件について、質問、意見等ありますか。

（質問意見なし）

議　　長：　それでは採決します。
本件について、原案どおりに決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長：　全員賛成ですので、本件については承認します。
付議事項は終わりました。
次に、報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事 務 局：　総会報告事案は２件です。
報告第１号の５番、議案書は５９ページです。農地法施行規則第２９条に該当する転用についての届出です。農地のうち、１５０㎡に農作業小屋を建設するもので、転用目的が２００㎡未満の農業用施設に該当することから受理するものです。なお、本件は、先に説明しました議案第１号の２０番に関連するものです。
報告第２号、議案書は６１ページ、６２ページです。市内に事業所を有する農地所有適格法人から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しと確認結果です。
以上です。

議　　長：　ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。
これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。
事務局から連絡等はありませんか。

（事務局から次回日程について連絡）

議　　長：　すべての議事が終わりました。
これを持ちまして、８月定例総会を閉会します。
（終了時間　１１：２０）